3

組合員証の検認(資格確認)を終えて

お問い合わせ☆ 043-223-4118

公立学校共済組合では、被扶養者の資格確認のため9月~10月にかけて組合員証等の検認を行いました。 ご協力いただき誠にありがとうございました。

検認の結果、収入超過や就職等により遡って認定取消となる事例が多数見受けられました。

遡って認定取消になると、取消日以降に病院等で保険証を使用していた場合、共済組合に<mark>医療費を返還</mark>する ことになります。長い期間を遡って認定が取り消された場合は、医療費の返還額も高額になることがあります。 そのようなことのないように、扶養されているご家族の収入状況や認定基準を満たしているかを、<mark>この検認</mark> の機会に限らず常に確認し、被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて当共済組合へ被扶 養者認定取消申告書の届出と被扶養者証の返却をお願いします。

被扶養者が就職をしていて、 健康保険の被保険者になっていた。 最も多い 事例

健康保険の被保険者となった場合、認定取消の手続きが 必要です。(例:4月1日に千葉県職員に採用され、新た に地方職員共済組合員となった)また、採用後試用期間等 ですぐには被保険者とならない場合も、認定基準額(月額 108.334円) 以上の収入が

見込まれる場合は就職した日で取 消となります。被保険者となるま での間は国民健康保険への加入と なります。



遠方に住む子どもがアルバイトをしていて毎月 2 の収入が認定基準額(月額108.334円)以 上である月が連続して3か月以上になっていた。

別居しているなど被扶養者の収入を把握しにくい状況で あっても、組合員が扶養している限り、毎月の給与明細や 源泉徴収票などで収入を把握しておくことが必要です。複 数の勤務先で収入を得ていた場合、合算した額となります。

この事例の場合、3か月目の給料 日で取消となります。なお、通勤 手当も収入に含みますのでご注意 ください。



3

別居の母を扶養し毎月送金をしていたが、母が 年金を受給し始め収入が増えており、組合員の 送金額が被扶養者としての認定基準額を満たし ていなかった。

送金額は、母の総収入の1/2以上の金額が必要です。 (母の総収入=母自身の給与等収入+組合員以外の者の送金 額等(※)) 年金の受給額の変動にも注意をしてください。 ※母親と同居している者があれば、その者の収入も含みます。

父母を扶養する場合、所得証明書 に記載されない遺族年金や個人年金 なども収入に含みますのでご注意く ださい。





子どもを他の健康保険制度に加入している配偶 者と共同扶養していたが、夫婦の収入額を比較 4 すると配偶者の収入の方が上回っていた。 (扶養手当受給の場合は除く)

共同扶養の場合、収入の比較が必要です。配偶者の所得 の方が組合員より 1割以上、上回っていた場合は取消とな ります。源泉徴収票・確定申告書等で双方の収入金額を毎 年確認しましょう。1月の源泉徴収票交付の時点で収入比 較を個々に必ず行い、配偶者の方が多い場合は検認を待た ずに取消の手続きをしましょう。

> 配偶者の方が 1割以上所得が 多かった

~気をつけよう~

- 被扶養者が年金を受給している場合は、最新の振込通知等を大切に保管しておいてください。
- 被扶養者のご家族が資格要件を満たしているか、常に確認しておきましょう。
 - ・収入が認定基準額を超えていないか。
 - (年額130万円以上。障害年金または60歳以上の公的年金受給者は、年額180万円以上。)
 - ・所得証明書に記載されない年金の受給がないか。(障害年金・遺族年金・個人年金等)
 - ・不安定収入で、月収108,334円以上(※)が3か月連続していないか。※障害年金または60歳以上 の公的年金受給者は、年金とアルバイト等の合算額が月額 150,000 円以上

年130万円以内で扶養手当を受給していても3ヵ月超過で健康保険・3号被保険者から外れる場合があります

- ◎ 別居している被扶養者への送金について、手渡しは証拠書類が残らないため原則認めておりません。 ATM等を利用し、組合員から被扶養者へ送金していることが確認できるようにし、振込の控えは必ず保 管しておいてください。
- 株等の譲渡収入がある方は、恒常的収入として取り扱いますので、ご注意ください。

. .

◇◇◇主な認定取消事由と取消年月日◇◇◇

事由	認定取消の事例	取消年月日
就職	・健康保険や社会保険、共済組合等に加入したとき	採用年月日
	・健康保険等への加入はないが、雇用契約上月額108,334円以上の収入(※1)を3か月以上連続して得ることが明らかなとき	雇用日
収入増	・不安定収入でパート、アルバイト等の収入(※1)が108,334円以上である月が連続3か月以上続いたとき(公的年金受給者は月150,000円以上)	3か月目の給料日
	・雇用保険を日額3,612円以上受給したとき	受給期間の初日
	・年金の増額改定や、障害年金・遺族年金・企業年金・個人年金・恩給等の受給 開始により年間収入が(※1)認定基準額(※2)以上のとき	年金等の通知を受け取った日
	・事業等を始めて収入(※1)が、認定基準額(※2)以上のとき	確定申告書の税務署等受理日
扶養替	·子供の扶養など他の扶養義務者と共同扶養の場合で、双方の年間の収入を比較し、 他の扶養義務者の収入が組合員より 1 割以上多かったとき (他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は除く)	・他の扶養義務者が給与収入のみの場合 ・・・収入を比較した年の翌年1月1日 ・他の扶養義務者が事業収入者の場合 ・・・・確定申告書の税務署等受理日
別居	・同居を要件とする者が別居したとき (義父母・叔伯父母・甥姪等)	転居日

※1 収入とは・・・・・所得税法上の所得をいうのではなく恒常的な収入の総額をいう。 課税・非課税には関係なく、通勤手当等も含まれる。

※2 認定基準額・・・・年間収入が130万円(障害年金受給者・60歳以上の公的年金受給者は給与収入と合算で180万円)

マイナンバー(個人番号)の収集について

お問い合わせ**☎** 給付班 043-223-4118



平成28年1月からのマイナンバー制度導入をうけ、当共済組合では、給付等に関する事務に利用するため、 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、組合員本人及び被 扶養者の皆様の個人番号の収集を行っています。

そのため、平成29年1月より被扶養者認定申告書等の提出の際「個人番号記入用紙」等の添付をお願いしているところですが引き続きで協力をお願いします。

詳細につきましては、平成28年12月22日付公立千第391号「個人番号の収集等について」を御確認ください。

また、当共済組合本部のホームページにもマイナンバーの利用について掲載しておりますので併せてご確認ください。

https://www.kouritu.or.jp

「トップページ」-「公立学校共済組合について」-「個人情報の取り扱いについて」-「個人番号等の利用について」

また、平成30年7月から、個人番号を利用した情報連携(※)が始まりました。 ※個人番号を使い、行政手続きに必要な情報を行政機関等との間で直接授受することで、一部 の各種申請の際に添付する書類が省略・簡略化できるようになります。



柔道整復師等の施術内容についての文書照会

お問い合わせ**な** 給付班 043-223-4117

整骨(接骨)院で柔道整復師等から施術を受けるときに健康保険が使える(組合員証を使える)範囲は限られています。

当共済組合では、医療費適正化への取組の一環として**平成29年4月**から、組合員証を使用した施術について内容点検が始まりました。

柔道整復師等からの請求(※)について、その内容に疑義が生じた場合は、委託業者から組合員の皆様に施 術内容について文書で照会をさせていただくことがありますので、照会文書が届きましたら、期限内の回答に ご協力のほどよろしくお願いいたします。

健康保険が使える範囲については公立学校共済組合千葉支部HPを、委託業者からの文書照会については平成 28 年 10 月 25 日付け公立千第 303 号(全所属通知済み)をご覧ください。

(※)組合員・被扶養者が組合員証等を使用して施術を受けたとき、本人負担は3割、残りの7割分は柔道整復師等が共済組合に請求します。